



平成19年5月8日

国土交通省道路局長 様

滝上町長 長 屋 栄



今後の道路政策や道路の整備・管理に関する要望意見について

このことについて、別紙のとおり要望意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

(開発振興室)

「道路整備に係る中期計画」策定にあたっての要望意見について

道路整備における中期計画の策定については、過疎地域のことを充分念頭においていただき、地域間格差への対応や生活重視の視点を踏まえ、高次医療、物流、交流への広域的アクセスを強化すべく高速ネットワーク化に配慮願いたい。

高規格幹線道路 旭川・紋別自動車道は、道央圏とオホーツク圏を結ぶ幹線ルートとして経済・流通・観光・救急医療・災害時等の緊急輸送など、あらゆる分野に寄与することが期待されている。この自動車道は、途中「浮島IC」で国道273号に接続しており、滝上町の市街地を縦断し紋別市につながっている。

国道273号は、紋別市と十勝圏を結ぶ主要国道であるが、昭和59年に浮島トンネルが開通したことにより利便性が増大し、道央・十勝圏から西紋別地域（紋別市、興部町、雄武町、西興部村、滝上町）への玄関道として重要な国道である。

さて、国道273号については、構造改革特区（第6次提案）により、「道路状況に応じた自動車制限速度の規制緩和について」（国道273号の一部（70 km/h）速度制限規制緩和）として提案したことがある。これは、今後の一般国道のあり方に対する提案（一般国道で可能な部分の高速化≒民家・農地等のない部分）と、高次医療・物流・交流人口の拡大等の強化を図る高速ネットワークを考えての提案であったが、特区推進室からの最終回答は現行法（道路交通法第22条・施行令第11条）の規定で対応可能というものであった。

この一般国道の高速化は、高規格道路との接続利用により、一刻を争う緊急患者の生命を救う「命の道」であり、過疎地の本町にとって経済・産業振興に寄与する「動脈」でもある。従って、高速化に適應する道路改良（急カーブの解消等—安全・安心）を望むものである。

また、鉄路を持たない本町においては、人の移動や農産物の輸送は全て道路に依存していることから、道路の維持管理はもとより、冬期間の交通確保および安全性の確保を要望するものである。

これら一般国道の高速化、適正な維持管理および冬期間の交通確保等は、本町のみならず、過疎地の多くが要望しているものと思われる。

真に必要な道路整備は、費用対効果のみに固執することなく、交通を道路のみに依存する地域の実情を踏まえ、計画的に進めていただけるよう要望するものである。